

お詫びと訂正

弊社刊行の『2019 社会福祉士国家試験過去問解説集 第28回—第30回全問完全解説』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

(2018/9/20 更新)

| 該当頁 | 該当箇所 | 誤 | 正 | 備考 |
|-------|-----------------------|--|--|-----------------|
| 15 頁 | 問題 10 解説 1 1 行目 | さまざまな <u>除法</u> | さまざまな <u>叙法</u> | 2018/9/20 更新 |
| 46 頁 | 問題 35 解説 4 3 行目 | 社会福祉事業又は <u>厚生保護事業</u> を営業者 | 社会福祉事業又は <u>更生保護事業</u> を営業者 | 2018/9/20 更新 |
| 97 頁 | 問題 75 解説 4 1 行目 | <u>医療法</u> で義務として定められている。 | <u>医師法</u> で義務として定められている。 | 2018/9/20 更新 |
| 103 頁 | 問題 79 解説 5 1 行目 | 任意後見契約に関する法律 <u>第4条</u> において、 | 任意後見契約に関する法律 <u>第5条</u> において、 | 2018/9/20 更新 |
| 107 頁 | 問題 83 解説 3 1～2 行目 | 再婚時から反対し、再婚後にも連絡を絶っている子については、 <u>M</u> さんと養子縁組しているとは考えにくい <u>ため、法律上は、「配偶者の子」であり審判の請求権はない。また、行政職員に命じる権限もない。</u> | 再婚時から反対し、再婚後にも連絡を絶っている子については、 <u>法律上は、四親等内の親族に該当するため審判の請求権があるが、行政職員にそれを命じる権限はない。</u> | 2018/9/20 更新 |
| 134 頁 | 問題 103 選択肢 3 1 行目 | できるだけ <u>早朝</u> に介入し、 | できるだけ <u>早期</u> に介入し、 | 2018/9/20 更新 |
| 162 頁 | 問題 126 解説 5 1～2 行目 | 現在の生活に満足している高齢者の割合（「満足している」と「まあ満足している」の計）と <u>回答する割合は、</u> | 現在の生活に満足している高齢者の割合（「満足している」と「まあ満足している」の計）は、 | 2018/9/20 更新 |
| 191 頁 | 問題 148 解説 5 1 行目 | <u>厚生保護施設</u> を運営しているのはすべて民間の法人であり、 | <u>更生保護施設</u> を運営しているのはすべて民間の法人であり、 | 2018/9/20 更新 |

| | | | | |
|-------|----------------------|---|---|-----------------|
| 232 頁 | 問題 37 解説 2 1～2 行目 | 包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営にかかわる <u>①総合相談支援業務</u> 、 <u>②権利擁護業務</u> 、 <u>③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</u> については、 | 包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営にかかわる <u>①第 1 号介護予防支援事業</u> 、 <u>②総合相談支援業務</u> 、 <u>③権利擁護業務</u> 、 <u>④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</u> については、 | 2018/9/20 更新 |
| 266 頁 | 問題 71 解説 3 1 行目 | 医業又は歯科医業を <u>行う場</u> であって、 | 医業又は歯科医業を <u>行う場所</u> であって、 | 2018/9/20 更新 |
| | 問題 71 解説 4 1～5 行目 | 在宅療養支援病院は、半径 4km 以内に診療所がない地域において、 (中略) ④連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報提供をしていることなどがあげられるが、 <u>在宅医療の担当医師を 1 名以上配置することは基準とされていない。</u> | <u>在宅療養支援病院は、在宅医療を担当する常勤の医師を 3 名以上配置することとされている。</u> 在宅療養支援病院は、半径 4km 以内に診療所がない地域において、(中略) ④連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報提供をしていることなどがあげられる。 | 2018/9/20 更新 |

追補

| 該当頁 | 該当箇所 | 補足情報 | 備考 |
|-------|---------------------|---|-----------------|
| 328 頁 | 問題 133 解説 1 3 行目 | 「認知症施策普及・相談・支援事業」は、2017 年（平成 29 年）3 月に「認知症総合戦略推進事業」に変更されています。 | 2018/9/20 更新 |